	(下版印列以正)
現行	改正
(約款の趣旨)	(約款の趣旨)
第1条	第1条
1. この約款は、お客様と <u>株式会社 CONNECT</u> (以下、「当社」といいます。)	1. この約款は、お客様と大和コネクト証券株式会社(以下、「当社」といいま
との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外	す。)との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定
国証券をいいます。以下同じです。)の取引に関する権利義務関係を明確にす	める外国証券をいいます。以下同じです。)の取引に関する権利義務関係を明
るための取決めです。	確にするための取決めです。
2. (略)	2. (現行どおり)
(約款の変更)	(約款の変更)
第 33 条	第 33 条
この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸	この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸
規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき	規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき
変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその	変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその
効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知	効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知
方法にてご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないと	方法にてご通知します。
きはご同意いただいたものとして取り扱います。	
附則	附則
この約款は、2020年5月27日より適用されます。	この約款は、 <u>2023 年 5 月 1 日</u> より適用されます。
以上	以上
株式会社 CONNECT	大和コネクト証券株式会社

以上